

## 1 特定適格消費者団体の認定

### (1) 活動実績等

差止請求関係業務を相当期間(2年以上)継続して適正に行っていることが必要

### (2) 体制

- 被害回復関係業務に関連して、必要な人員・物品が確保されていることが必要
- 第三者に業務委託する場合は費用等を公表

### (3) 経理的基礎

被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有していることが必要

- 既に債務超過に陥っている場合や、これが確実に予見される場合は、要件を満たさない。

### (4) 報酬・費用の基準

#### ア 報酬・費用の基準の作成

特定適格消費者団体は、業務規程において、イ及びウに従った報酬・費用の基準を作成

#### イ 手続参加のための費用負担

- 債権届出までに要した費用は、消費者の納得が得られるよう、適切な範囲で、授權をした消費者全員で負担

(特定適格消費者団体は、業務の効率化により、費用の低減に努める。)

- 特定適格消費者団体は、授權に際し、消費者に以下を説明

債権届出までに要する費用の見込み	回収できる金額の見込み
授權を受ける人数の見込み	回収があった場合の報酬の額等
個々の消費者に負担を求める手続参加のための費用の金額	回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないものの、追加負担は生じないこと

#### ウ 債権届出より後の報酬・費用の負担

- 常に回収額の50%超は消費者の取戻分とするとともに、
- 回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って、消費者の取戻分を増加させることが必要

(消費者は回収額の50%未満の適切な範囲内で報酬・費用を負担)

### (5) 業務規程の記載事項

- 授權をした者の意思を確認するための措置
- 情報の管理、秘密の保持
- 金銭その他の財産の管理
- などに関する事項について記載

## 2 被害回復関係業務等

### (1) 簡易確定手続申立団体の説明義務

簡易確定手続申立団体は、授權をしようとする消費者に対し、分かりやすい説明が必要

〔説明方法〕

- 消費者との個別の面談、電話、説明会の開催による方法
- ウェブサイトの閲覧による方法も認めるが、消費者からの問合せ体制が整備されていることが必要

### (2) 特定適格消費者団体の責務

「不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施」する場合の具体的内容

#### ア 消費者の利益の擁護を図る目的がない場合

(自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は相手方に損害を加える目的で共通義務確認の訴えを提起する場合など)

<事例>

- 特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的など、嫌がらせのために、訴えを提起する場合
- 合理的な理由なく特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的をもって和解をする場合

#### イ 当該共通義務確認の訴えが、

- 却下又は棄却されることが明らかなきときであり、かつ、
- 特定適格消費者団体がこれを知りながら、特段の根拠なくあえて訴えを提起する場合

<事例>

事業者がリコールを講じたことにより、消費者の財産的被害が実際に回復され、財産的被害がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなることが明らかであるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合

## 3 監督

- 被害回復関係業務に係る書類の備置き・閲覧
- 不利益処分等について、報告徴求・立入検査、適合命令、改善命令、特定認定の取消しを選択
- 不利益処分等についてウェブサイト公表
- 報酬・費用が不当なものでないかについて精査(不適切な場合は、改善命令も)